

**KS KR**

奈良県自閉症協会 NEWS

# きずな

The Kizuna

No. 177

2013  
Feb.

2

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人：  
関西障害者定期刊行物協会  
編集人：奈良県自閉症協会  
支部長&事務局：河村舟二  
〒639-1005  
大和郡山市矢田山町84-10  
購読料1部 100円  
会員は会費に含まれています。

## さらなるご支援ご協力を！

承知のように国の制度改正に伴い、現在、社団法人日本自閉症協会では一般社団法人への移行の検討が進められ財政再建が課題となり、財務、会員拡大、事業の検討が話し合われています。中でも、会員の拡大が必要になっています。NPO 法人奈良県自閉症協会においてもここ数年会員数が頭打ちとなっており、出入りも多くなっています。ひと頃比べ自閉症をはじめ発達障害に対する法制度の改革や教育・福祉制度の充実がなされてきていますが、これも一重に、日々会員

の皆様が団結して国や地方に働きかけ、コツコツ勝ち取ってこられたのです。教育・福祉等で対象が少数であっても、正しいこと必要な要求は優先されるのは当然なのですが、やはり数がものを言う現実も無視できません。奈良県においても私たちの会が発足した平成10年5月以前には、個人的には努力しておられたとは思われますが、何ら自閉症に特化した施策も支援もありませんでした。しかし今は発達障害者支援センターができ、奈良県発達障害者支援体制整備検討委員会がつくられ支援

の検討がなされています。奈良県自閉症協会は当然のこととして、会員であろうと無かろうと奈良県に住む自閉症をはじめとする発達障害児者の福祉向上を願って活動を展開しています。出来れば、県内の潜在的な自閉症者数に対しもう少し多くの会員の拡大がなされれば、更に活動の充実と福祉の向上につながれると考えます。自閉症協会は会の活動にご賛同頂ける方であればどなたでも入会頂けます。皆様のご協力ご支援をよろしくお願いします。(河村)

## 選挙権取り戻したい

選挙権取り戻したい 成年後見使い失う 違憲訴訟きょう(1月24日) 結審

「成年後見制度」で後見人を付けた知的障害者らには、判断能力がないから選挙権を与えない。そう定めた公職選挙法は選挙権を保障した憲法に違反するとして、ダウン症の女性が国を訴えている。24日午後にも東京地裁で結審し、近く判決を迎える。「選挙、いきたい」、女性の切実な願いに司法はどう応えるのか。…必ず投票してきたのに…昨年12月の衆院選。茨城県牛久市の名児耶匠(なごやたくみ)さん(50)に投票の案内は届かなかった。残念

がる匠さんに、父・清吉さん(81)は言った。「お父さん、後見人になっちゃったから。選挙行けなくてごめん」匠さんは養護学校を卒業し、雑貨のラベル貼りなどの仕事を30年以上続けてきた。買い物には1人で行くし、テレビのニュースは欠かさず見る。国政選挙も地方選も、選挙公報をじっくり読み、親子3人で必ず投票してきた。匠さんは計算が苦手。自分たちが年老いて世話できなくなったら、財産をだまされられないか。そう心配した両親は、2007年に匠さんに「後見人」を付けた。当面は両親が務め、いずれ匠さんの妹や弁護士に引き継げるよう

にした。しかし、思わぬ弊害があった。匠さんの選挙権がなくなったのだ。「匠を助けてくれる制度だと思っていたの…」。謝る両親に「いいよ」と寂しそうに育った匠さんの表情を、清吉さんは忘れられない。11年、匠さんが原告となって提訴した。これをきっかけに、同様の訴訟はさいたま、札幌、京都の各地裁でも起きており、匠さんの訴訟が初めての判決となりそうだ。…過去に見直し論も…なぜ後見人を付けると選挙権を失うのか。裁判で国は、「選挙をするには、ふさわしい能力が必要だ」と主張してきた。財産を自分で管理できない人は、他人に操られて不正

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)日発行

投票に利用される恐れがあるというわけだ。明治以来、日本には知的障害者らが財産を処分する権利などを一律に奪う「禁治産」と呼ばれる制度があった。呼称が差別的だなどとして2000年に廃止され、成年後見の仕組みが新たにできた。この際、選挙権を与えようという見直し論も出た。11年には当時の総務相が国会で「本人を保護しようとした結果、政治参画の機会を奪ってしまうことには違和感がある」と答弁したが、改正の動きは高まらなかった。

原告側は「社会的弱者の真剣な一票こそ、国に届ける必要がある。匠さんのようにきちんと投票できる人も多いのに、権利を国が奪っていいのか」と訴える。財産管理の能力を測る成年後見制度を、選挙権の制限に使っていいのかという点も、裁判では争われた。国側は「選挙のために個別に審査するのはきわめて難し

い。後見制度を借用するのは、合理性がある」との立場だ。原告側は「知的障害者でも、後見人を付けなければ選挙権があり、不平等だ。投票能力を審査されたわけでもないのに、民主主義でもっとも重要な選挙権を制限するのは差別だ」と反論している。

※成年後見制度…認知症や知的障害、精神障害のある人などに対し、財産管理や福祉サービスの選択、契約などを支援する制度。判断能力の程度に応じて後見、補佐、補助の3種類がある。選挙権が失われるのは後見のみ。申し立てを受けた家庭裁判所が、本人の判断能力の程度を審査した上で、家族などを「後見人」として選任する。後見人は、本人に代わって契約の締結などができる。最高裁によると、後見開始の申し立てをした人は2011年までに約21万人。(高野連) (2013年1月24日)

朝日新聞夕刊) この件について判決は3月14日だそうです。傍聴された方は裁判長の表情等からは、判決が期待できそうだが、おそらく最高裁まで長い月日がかかることと思われるといっておられます。自閉症関係の私たちも注目していきたいと思います。(河村)



## 障害支援区分についての協議

各位 日本自閉症協会

会長 山崎晃資

平成24年12月28日

障害支援区分についての

厚労省協議の報告

障害者総合支援法(平成25年4月施行)における「障害程度区分」は、平成26年4月より「障害支援区分」に移行します。日本自閉症協会は、関係する皆様のご協力を得て、自閉症を含む発達障害者支援の視点から、また知的障害者支援の視点も交えて、障害支援区分への意見をまとめ、厚労省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課障害程度区分係と協議を重ねました。ご協力いただきました皆様に感謝申し上げますとともに、ここに現時点での協議の進捗状況をご報告申し上げます。

### ●障害支援区分の定義と用途

○名称の変更;「障害の程度(重さ)」から、標準的な「支援の度合い」を示す名称に変更。

○定義の変更; 障害者総合支援法第4条「障害支援区分」とは、「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」をいう。

○変更の留意点; 区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮を行う。(付則第2条)

○変更の時期; 平成26年4月実施。

○区分の用途; 「障害程度区分」と同じで、今回は変更しない。(注)

障害程度区分の用途は次の通り

①区分によるサービスの利用制限  
区分3以上…生活介護事業・重度訪問介護・行動援護区分4以上…施設入所支援 共同生活介護は共同生活援助に統合され、区分による利用制限はなくなる。②サービス支給量、訪問系サービス(居宅介護等)の国負担額の上限 ③報酬単価施設入所支援・生活介護・共同生活介護の報酬単価・職員配置数 ④支給決定の手順 申請⇒障害程度区分認定⇒サービス等利用計画案⇒支給決定⇒サービス等利用計画

○今回の変更とは別に、「障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方」を、協議調整方式や支援ガイドラインを含めて、法施行3年(平成28年4月)を目途として検討することとなっている。(付則第3条)

●「障害支援区分」実施のスケジュール

○障害支援区分の実施までの時間的なゆとりがなく、また従来の障害程度区分調査項目(106項目)については市町村調査員が扱いに慣れているため、従来の調査項目を基に、削除・追加・修正により新しい調査項目を定める。

○H24年度には、区分認定データの収集・分析(200市区町村が協力)を行って二次判定で引き上げの要因となった事項を抽出し、調査項目の追加・削除等を検討し、一次判定のロジックの抜本的な見直しを行う。  
○H25年度には、モデル事業、ソフト開発等を行い、H26年4月1日より、障害支援区分を実施する。

●区分判定方法の変更①障害程度区分ではA項目(要介護認定79項目)を樹形図で分析したが、障害支援区分では樹形図を使わず、B項目・C項目と同様に加点方式で分析する。またA項目の内「麻痺・拘縮」の

11項目は医師意見書に移し、調査項目から削除する。②一次判定(コンピューター判定)について、障害程度区分ではA項目+B1項目(応用日常生活動作7項目)を対象としていたが、障害支援区分では全調査項目(A項目+B1項目+B2項目+C項目)+医師意見書内の項目を対象とする。③二次判定(市町村審査会)について、障害程度区分では一次判定+B2項目(行動障害9項目)+C項目(精神面等11項目)+特記事項+医師意見書を対象としていたが、障害支援区分では一次判定+特記事項+医師意見書(1次判定で扱った項目以外)を対象とする。④調査項目については、必要な項目の追加、似た項目をまとめて項目数を縮減、項目の修正を行う。

●追加を検討中の調査項目(未定)  
○1次判定に加える方向で検討している項目「感覚過敏・鈍麻の有無」

(視覚・聴覚・触覚・嗅覚)「そううつ状態の有無」「集団行動ができない(1:1の支援を要する)」⇒2次判定か検討。「危険の認識」「易疲労感(疲れやすさ)の有無」⇒調査項目に加えるか未定。

○2次判定に加える方向で検討している項目「性的な問題行動への支援」2「犯罪行為の繰り返しへの支援」「妄想の有無」

○加えるかどうかを新たに検討する項目⇒下記「調査項目の変更・削除」を参照。「思い込みや勘違い」⇒発達障害者独特の考え方や物事の認識の仕方について、他の項目では読み込めないか、2次判定で加えるか、1次判定項目としつつ特記で2次判定に反映できるようにするかを検討する。項目を立てる場合には、「視藩」や「聞き分け」を含めるかも検討する。「時間の理解」「空間の理解」「視藩」「聞き分け」

●現在の調査項目の変更・削除【2・7】移動⇒移動中の飛び出しや突進は「全支援」の方向で検討。「実際に見守りや介助が行われているかに着目」という解釈については検討。  
【3・3】洗身⇒ほぼ全身を洗ってもらう場合は「全介助」の方向で検討。  
【4・1イ】皮膚疾患⇒項目を廃止。医師意見書の内容を2次判定で判断。  
【4-5】排尿⇒生理の手当についても含める方向で検討。  
【4・6】排便⇒弄便については  
【7-チ】不潔行為で評価しているが、排便でも事例を含める方向。  
【5-2】衣服着脱⇒更衣中の動作停止は入れる方向。同じ洋服を着続ける・季節に応じた選択等は【5-6】日常生活の意思決定で評価しているが、事例を修正する方向で検討。  
【5-3】薬の内服⇒精神薬の非服用・過服用・服薬時間・管理などはす

に対象に含めている。  
【5-4】金銭の管理⇒「計算」への支援について、買い物時の計算は【9-6】頂い物ですすでに評価されているので、それ以外の時の計算は【5-5】代筆・代読・機器の利用の見直しで扱う。浪費・計画的な購入等は2次判定に加える方向で検討。【5-5】電話の利用⇒項目名を「代筆・代読・機器の利用」に変更予定。電話の使い過ぎ、不安で電話に出られない、話し言葉だけでは理解しにくい等も検討。被害やトラブルに巻き込まれることは除外。日常生活に必要な文字の読み書きも含む。道路信号や非常口・トイレなどのピクトグラム表示の理解などは検討。  
【5-6】日常の意思決定⇒【6-5-ア】～【6-5-エ】の内容を含める。【6-1】視力⇒項目はこのまま。木を見て森を見ず、他のことに気を取られて必要な物や状況を見ていない等の発達

障害特有の見え方については、別に「視認」の項目を設けるか、「思い込みや勘違い」で扱うか検討。  
【6-2】聴力⇒項目はこのまま。他のことに気を取られていると他人から声をかけられても気づかない等の発達障害特有の聞こえ方については、別に「聞き分け」の項目を設けるか「思い込みや勘違い」で扱うか検討。  
【6-3-ア】意思の伝達⇒自分の思いを伝えるに、人との会話を避けてメールに頼る、などの発達障害者の問題を解釈に加える方向。手話は1対1の関係が多いため集団の中での問題も考慮する方向。  
【6-3-イ】独自の意思表示⇒変化なし。【6-4-ア】指示への反応⇒項目名を「言われたことへの対応」に変更の方向。相手から言われたことにすぐに反応できず反応が遅れる、人から何か言われると自分の考えや気持ちがあっても言えなくなってしまう

う、エコラリア(相手の言うことが理解できないためのおうむ返し)も解釈に含める方向。

【6-4-イ】説明の理解⇒変化なし。

【6-5-ア】毎日の日課の理解

・【6-5-イ】生年月日をいう

・【6-5ウ】短期記憶

・【6-5-エ】自分の名前を言う

・【6-5-オ】今の季節を理解

・【6-5-カ】場所の理解⇒認知症を確認する項目のため、すべて削除の方向。新たに「時間の理解」(季節・年月日・時刻や時間・順序等の理解)、「空間の理解」(前後左右の理解・地図や道順の理解・身の回りの空間認識等)を加える方向で検討。

【7-ア】被害的⇒【7-ヤ】疑い深く拒否的」の項目に統合するか検討する。【7-イ】作話⇒項目名を残す。調査票の「作話をし周囲に言いふらす」を「作話をし周囲に話す」に変える方向。発達障害者が空想世界で

の話を実際にあるかのように話をしたり、事実と誤認したり思い込んだりして話すことは、別の項目または2次判定で扱う方向。

【7-ウ】幻視・幻聴、

【7-エ】感情が不安定⇒変化なし。

【7-オ】昼夜逆転⇒項目名を「生活のリズム」に変更の方向。

【7-カ】暴言暴行⇒パニックによる暴言・暴行や、相手への警戒感から威圧的な態度をとることがあることの扱いは未確定。【7-キ】同じ話をする⇒調査票の「しつこく同じ話をしたり、不快な音を立てる」の「しつこく」を削る方向。「口や物を使って周囲に不快な音を立てる」は【7-ク】に移す方向。

【7-ク】大声を出す⇒【7-キ】の口や物を使って周囲に不快な音を立てることへの支援はここに移す方向。

【7-ハ】のパニックによる奇声はここに含めない。予期せぬ事態や他人

から一方的な否定や制止を受けたとき、あるいは嬉しい時などに混乱・興奮して声を出したりすることがあることの扱いは未確定。

【7-ケ】介護に抵抗⇒項目名を「支援の受け入れ」に変更するか検討。

【7-コ】常時の徘徊⇒項目名を「動き回る」に変更するか検討。調査票の「目的もなく動き回ることが」の「目的もなく」を削除するか検討。

【7-サ】落ち着きなし、【7-シ】外出して戻れない⇒変化なし。

【7-ス】1人で出たがる⇒項目名を「突発的な飛び出し」のような表現に変更するか検討。

【7-セ】収集癖⇒調査票の「いろいろなものを集めたり、無断で持ってくる」を「いろいろなものを集めたり、自他の区別なく持ってくることに」変えるか検討する。家の中で身の置き場もなくなるなど通常の生活に支障をきたすというような収集

を含む。

【7-リ】火の不始末⇒項目名を「火元の管理」に変更する方向。解説では「火元に近づくことが無かったり、周囲の人に火元が完全に管理されている場合は含まれない」となっているが、こういう場合にも火元を自分で管理するための支援の必要度を測るか検討する。

【7-タ】物や衣類を壊す⇒解説では「壊れる物を周囲に置いていなかったり、破れないように工夫している場合は含まれない」とあるが、このような場合でも含むとするか検討する。

【7-チ】不潔行為⇒「排泄物」だけでなく「唾・痰・鼻くそ」等を弄ぶことも含めることは、難しい。【7-ツ】異食行動⇒解説に「異食しそうな物を周囲に置かない場合は含まれない」とあるが、この場合でも含むとするか検討する。

【7-テ】ひどい物忘れ⇒変化なし。

【7-ト】こだわり⇒発達障害者の「考え方のこだわり」を他の項目で読み込めないか、「思い込みや勘違い」として別項目に立てるか、2次判定にするか、検討する。

【7-ナ】多動・行動停止、【7-ニ】不安定な行動、【7-ヌ】自ら叩く等の行為、【7-ネ】他を叩く等の行為⇒変化なし。

【7-ノ】興味等による行動⇒項目名を「衝動的な行動」のような表現に変更するか検討。

【7-ハ】通常と違う声⇒項目名を「場にそぐわない奇声」のような表現に変更するか検討。

【7-ヒ】突発的行動⇒項目名を「突然走り出す」のような表現に変更するか検討。

【7-フ】過食・反すう、【7-ヘ】憂鬱で悲観的、【7-ヘ】反復的行動⇒変化なし。

【7-マ】対人面の不安緊張⇒長期引きこもりは含まれている。不安緊張のために他の人の目つきや声のトーン、仕草なども含めて、いったん気になると不快や不満、脅威の気持ちが増幅しやすく、そのため他者との場の共有ができないことがあることの扱いは未確定。

【7-ミ】意欲が乏しい、【7-ム】話がまとまらない、【7-メ】集中力が続かない、【7-モ】自己の過大評価⇒変化なし。

【7-ヤ】疑い深く拒否的⇒項目名を「拒否的」など変更する方向。

【7-ア】被害的をここに統合するかは検討。他人が自分のことをよく思っていない、悪意がある、などと思い込み、不安になったり他者への拒否的態度になりやすい等の表現を検討する。

【8】特別な医療⇒変化なし。常用薬(向精神薬含む)、てんかんの有無は

医師意見書で2次判定項目とする。てんかんの有無は医師意見書の内容を直接1次判定に組み込めないか検討。

【9-1】調理⇒心身の生活を健康な状態に維持するための食事ができているか、過食や偏りなく摂取できているかどうかを例示で入れる方向。  
【9-2】食事の配下勝、【9-3】掃除、【9-4】洗濯、【9-5】入浴の準備片付け⇒変化なし。

【9-6】買い物⇒買い物時の計算への支援は、現在も含めている。

【9-7】交通の手段⇒変化なし。

【9-9】文字の視覚的認識⇒削除。

【5-5】代筆・代読・機器の利用に含める。(注)現在の項目名や説明文にある「介護者の指示が通じる」「介護に抵抗」「作話をし周囲に言いふらす」「1人で出たがる」などの不適切な表現を改めるよう協会から提案した。厚労省は、項目の説明を

わかりやすくしたいとのことであった。

●項目の選択肢について

○現在の「一部介助・全介助」を「一部支援・全支援」等に変える方向で検討。

○「～すればできる・できない」を「～の支援が必要・全面的な支援が必要」に変える方向で検討。

○行動障害関係の調査項目の選択肢について、厚労省としては、行動障害はあるが支援を受けているために現れていない行動についても評価するために下記のように「②現れていない」というランクを設けたいと考えている。

○頻度や支援の重さを総合的に勘案して「①支援不要・②少し支援が必要・③ほとんど支援が必要・④全面的な支援が必要」に変えることの提案が協会よりあったが、調査員の判断が難しく、どうするか検討する。

●現在の状態（実際に介助等が行われているか）で評価することについて

○現在の障害支援区分認定調査票では、例えば【2-7】移動で「対象者の精神的な状況、意欲等の理由から見守りや介助が必要な場合でも、実際に見守りや介助が行われているかに着目して評価する」とされている反面、【9-1】調理では「普段行っていない場合は、日ごろの生活状況を家族から聞き取ったり、本人の他の家事の状況等を勘案して総合的に判断する」とされていて、統一されていない。また医師意見書の精神症状・能力障害二軸評価の「能力障害評価表」では「保護的な環境（例えば入院しているような状態）ではなく、アパート等で単身生活を行った場合を想定して、その場合の生活能力の障害の状態を判定する」と明記されている。

○一方、地方自治体からは、調査時に実際に行われていないのに、行われたらどうかと推測して記入することが難しいとの意見がある。○慣れている環境と慣れていない環境を評価する方法、2次判定で加味する方法、選択肢と重み付けを分ける方法、項目によって扱いを変える方法なども含めて、さらに検討する。(注)措置制度から支援費制度に移行するとき、障害種別・施設種別ではあったが「障害程度区分」を「A・B・C」の3段階で設定した(その時の調査項目は、心身の状態よりも、生活上の項目が中心であった)。当初、厚労省は調査項目の評価方法について「現に支援が必要かどうかで判断する」とした。すると、入所施設での重症心身障害者が区分Bと判定される事態が生じてきた。例えば「電話をかける」という項目で「重心の人は電話をかけないので支援不要」、

「手紙を書く」でも同様に「支援不要」と判定された。そこで厚労省はあらためて「普通に生活する場合を想定して評価する」旨の通知をだして、ようやく「区分A」となった。(この情報は柴田による)

●発達障害や他の障害の特徴を理解できるように、調査員向けに説明資料を検討

厚労省としては、障害特性の分かるようなマニュアルを調査員向けに作りたいとのことであった。協会から、発達障害については、以下の項目などを参考に作成を検討するよう依頼した。○発達障害者の生活面の困難さについて①対人対応の困難さ・電話に出ることができない。誰から何のためにかかってくるのか不安、話言葉のみでその内容が理解できない。・買い物、外食、通院など、他者とのやり取りを必要とする場面で、人への対応ができにくいために

活動ができなくなりやすい。・電車やバスなど、密集、混雑、雑然とした人の集団の中では不安が強い。ぶつかってくる人や言い合う強い口調など、感覚過敏さや人の会話や対応からくる不安が多い。また、他者のマナーの悪さがゆるせないなど、他者とトラブルを起こしやすい。・自分の思ったことや感じたことを家族であっても伝えることができない。どう言ってもよいかわからない。言っても何か言われてしまうのではないかと、わかってもらえないのではないかと、これまでの経験からくる不安が強い。・人に話をする(報告や確認の)タイミングがわからない。仕事上では自己判断しやすく、ミスを繰り返すことにつながりやすい。他者の行動の見方、人の気持ちや状況の見方や感じ方の捉え方の違い(偏り、狭さ)からくることがある。・気持ちの切り替えができにくい。特

に物事や人の対応が思い通りにいかないことに対する不快や怒りから抜け出すことが困難。活動全体が低下する。・行きなれない場所や状況が苦手。外出先でおこる人とのトラブルから外出できなくなる。②加減がわからない、変化に弱いことも関係している?・散髪、爪切りなどできるが、切るタイミングがわからないため、伸び放題となってしまう。・洗濯をすることは出来ても、いつ洗濯するのか、汚れの加減がわからないため着続けてしまう。変わることへの苦手さも関係していることもある。洗濯物の量に対し洗剤の適量がわからない。適当がわからない。・着るもの、履くもの、持ち物の劣化状態から替え時の判断ができにくい。変わることへの苦手さも重なりあう。・排尿や排便、使いなれない公衆トイレが使用できない。関係して飲食制限に繋がる場合もある。③

ストレスの多さ・入浴が困難。風呂に入ることはできるが、疲労感の強さから行動にうつせない。・同様に食事がとれない。眠れない。ストレスから暴飲暴食する。  
○発達障害者の方々の一般的な困り感。(ア) 字義通りにとってしまい、冗談が通じない  
(イ) 会話の裏が読めない  
(ウ) 人と雑談のような社交的な会話をすることが苦手  
(エ) 相手の気持ちを考えずに自分の興味のあることを何度も言うてしまう  
(オ) 他の人の微妙な表情やサインを読み取ることができない  
(カ) 他の人の意図や考えを理解できない  
(キ) 慎重に計画することを好み、予想外のことが起こると動揺する  
(ク) 交渉ごとが苦手、適切な落としどころがわからない(

ケ) 全体像がつかめず、部分的なことばかりに注目する  
(コ) 選択的注意ができず、やるべきことに集中できない  
(サ) じやまが入って何かを中断されると、すぐにそれまでやっていたことに戻るができない  
(シ) 喜怒哀楽がなく、冷たい人と誤解される  
(ス) 顔がおぼえられないため、あいさつされても反応できず無視されたと誤解される  
(セ) 複数のことが同時にできず、時間が倍かかる  
(ソ) 不器用なため、簡単なものを修理したりすることができない  
(タ) 感覚過敏があり、それを避けるため生活に不自由を感じる  
(チ) 机の上や部屋の中がかたづけられない(ツ) 支払いや提出の期限を守ることができない(テ) クレジットカードなどを使いすぎて後

で困ることがある

- (ト) ネットゲームやギャンブルにのめりこんでしまう
- (ナ) あきっぽくて、気分がかわりやすい
- (ニ) 文字が極端に下手で、読みにくい
- (ヌ) 本などをスムーズに読めない
- (ネ) 簡単な計算の暗算ができず、時間がとてかかる
- (ノ) 自尊感情が極端に低い

【問い合わせ先】日本自閉症協会政策委員 柴田洋弥 090-6168-4540  
hiroya.shibata@gmail.com お気づきの点がありましたら、ご連絡ください。 以上

### つながり祭・提供品のお願い

第32回つながり祭のご案内と提供品のお願い

日時：5月19日(日)

場所：県営福祉パーク(雨天決行)  
〒636-0345 奈良県磯城郡田原本町大字多722番地

★模擬店で販売できる商品の募集をいたします。

今年度は昨年とは違う内容で模擬店に参加する予定です。決まり次第きずなでお伝えいたします。

昨年ご寄附いただいた文具や靴下等を販売したところ大変好評でしたので、手作り品(ストラップ、アクセサリー、ポーチ等小物)・その他小物雑貨(新品の物に限ります)などをご寄附いただける方がいらっしゃいましたら、役員までご連絡ください。

尚、売り上げは、療育部の活動費に運用させていただきます。ご協力よろしくお願いたします。

お問い合わせ

yellow-raum.0210@docomo.ne.jp  
(療育部 岡田)



# ワークショップ(京都会場)のご案内

## テーマ: 行動コンサルテーション

日程: 2013年5月4日(土・祝)

巡回相談などで学校や施設に出向いて指導や助言を行っても、助言通りに実施してくれないとか、思うように成果が上がらないということはよくあります。このワークショップは、通園施設や特別支援学校や教室、支援施設で、ピラミッド教育アプローチを活用して効果的にコンサルテーション活動を行うために役立つアイデアを提供するものです。

支援の対象となる子どもや成人と同じように、支援者自身の行動を変えるためにどのような働きかけを行うのかについては、行動分析学の分野で様々な知見が蓄積されています。支援者の力を引き出すための環境設定の仕方、支援者にとって重要な標的行動とは何か、支援者にとっての強力な好子を見出し使用する方法について、私たちがすべきこととすべきでないことなど倫理問題についてもお話しします。

### 受講対象者

特別支援教育コーディネーター、特別支援学校・学級の教師、知的障がい児(通園)施設の保育士や指導員、障がい者施設の支援員、児童デイサービスの職員、発達障がい者支援センターの職員、心理士、言語聴覚士、作業療法士、医師、居宅・移動介護士など

上記の職種で管理職や指導的な立場の方、巡回相談やコンサルテーション業務を行っている方に最適です。

**講師:** 今本 繁 (ピラミッド・ジャパン 代表)

**受付 9:00 受講時間 9:30~17:00 予定**

時間は多少変更することがございますが、お申込みされた方には案内状にて

お知らせいたします。

**会場: 京都テルサ**

**所在地:** 京都市南区東九条下殿田町70番地

(新町通九条下ル 京都府民総合交流プラザ内)

**連絡先:** 075-692-3400



**お気を付け下さい:** 連休中は観光シーズンであるため、宿泊施設の混雑が予測されます。お泊りでご参加の方は、お早めに宿泊の予約をお済ませください。

<お申し込み・お問い合わせ先>

ピラミッド教育コンサルタントオブジャパン (株) 代表取締役: 今本 繁

住所: 〒803-0835 福岡県北九州市小倉北区井堀 3-6-32

電話: 093-581-8985 Fax: 093-980-1923 Eメール: [pyramidjp@pecs.com](mailto:pyramidjp@pecs.com) (担当: 後藤)

ホームページ: [www.pecs-japan.com](http://www.pecs-japan.com)

H24年度赤い羽根共同募金住みよい地域づくり支援事業 自閉症理解講演会と映画会

主催 特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会

後援予定 奈良県・奈良県教育委員会・奈良県発達障害支援センターでいあ〜

# 「ちづる」自主上映会&監督講演会



赤崎正和 監督作品

ぴあ満足度ランキング 第1位!

立教大学卒業制作、奇跡の全国ロードショーにて 絶賛上映 !!

日時 2013年3月20日(祝)

午前の映画上映会 10:00受付開始・開場

10:30上映開始(上映時間79分)

午後の映画上映会 13:00受付開始・開場

13:30上映開始(上映時間79分)

講演会 15:00~16:00

講師 赤崎 正和 監督

演題「交渉中」

場所 奈良市北部会館 市民文化ホール

奈良市右京一丁目1番地の4 奈良市北部会館 3階 TEL 0742-71-5747

近鉄京都線高の原駅下車、南へ徒歩約5分

<http://www.hokubu-hall.city.nara.nara.jp/access.html>

公共交通機関または、近隣の駐車場をご利用下さい。

参加費 無料 (カンパ箱を設置していますので、  
ご協力 よろしくお願ひします。)

定員 200人

申し込み不要 当日受付しますので直接会場にお越し下さい

お問い合わせ 河村 舟二(事務局) 0743-55-2763

kawafune@ares.eonet.ne.jp

# 《知的障がい・発達障がいのある人のためのトラブル・シューター》養成セミナー

～「司法と福祉をつなぐ新たな人材養成に向けて」～

3rd:in 大阪

主催：共生社会を創る愛の基金コア研究班

NPO法人 **Panda-J** ぱんだ

協力：Protection & Advocacy Japan

## 「開」催「要」旨

★日時：平成25年3月16日(土) 10:00～16:30

★会場：大阪弁護士会館 会議室 (裏面地図参照；使用会議室は当日掲示)

●内容：障害のある人の触法を予防し未然に防ぐための新たな人材養成

—共生社会に向けた《トラブル・シューター(TS)》の必要性と役割

- ① なぜ今、TSが必要か—今までの触法事件と今後のTS人材養成の意味(堀江)
- ② 司法手続としてやるべきこと—基礎知識の講習と解決のための事例検討(辻川)
- ③ 精神医療としてやるべきこと—基礎知識の講習と解決のための事例検討(梶屋)
- ④ 福祉支援としてやるべきこと—基礎知識の講習と解決のための事例検討(水藤)



大阪地区での取り組み(益子)、グループワーク(上記講師ほか、益子、脇田他)

●参加費：無料 ●定員：50名

●対象：障害者の相談支援に従事している方・弁護士・支援者・市町村職員・保護者など

◆講師：堀江まゆみ《白梅学園大学》 辻川圭乃《弁護士》

梶屋二郎《関東医療少年院 精神科医》 水藤昌彦《山口県立大学社会福祉学部》

益子千枝《大阪府地域生活定着支援センター》 脇田康夫《大阪府立障がい者自立センター》

山口春美《大阪地区事務局 行政書士》 高橋真理《大阪地区事務局》

「共生社会を創る愛の基金」(裏面参照)では、触法や被疑者として扱われる知的障害・発達障害のある人の支援を進めております。研究のひとつが、地域で起こる社会的トラブルなどを本人とともに解決したり未然に防いだりするための新たな人材養成です。金銭的トラブル、性的犯罪の問題解決のために、弁護士を使いこなした行政も活用する。また警察・検察の取り調べの立会い、適切な刑事手続きを支援するかもしれない。それでも徹底して本人に寄り添える骨太の人材、《トラブル・シューター(TS)》、地域のもめ事解決屋です。

平成24年度は、横浜(1/20実施)、名古屋(3/9)、大阪(3/16)の3か所で行います。

平成25年度は、全国の地域で開催し、広く人材養成を進められるシステムを構築する予定です。

希望の地区はぱんだJ事務局までお知らせ下さい



世界45ヶ国以上が参加する、世界がつながる自閉症応援の光のリレー!

# ライトアップ・アツプ・ブルールー

2013.  
**4.2. TUE.** 日没より



### 日本ライトアップ施設

- |                 |                             |
|-----------------|-----------------------------|
| 東京タワー (東京)      | 神戸メリケンパークオリエンタルホテル (兵庫)     |
| 東京スカイツリー (東京)   | ホテルオークラ神戸 (兵庫)              |
| 横浜マリンタワー (神奈川)  | 神戸ハーバーランドモザイク大観覧車 (兵庫)      |
| ツインアーチ 138 (愛知) | しあわせの村 (兵庫)                 |
| 神戸ポートタワー (兵庫)   | 世界遺産・五箇山菅沼集落 (富山)           |
| 海峡ゆめタワー (山口)    | 富山城 (富山)                    |
| 別府タワー (大分)      | エスバルドリームプラザ観覧車「ドリームスカイ」(静岡) |
| 兵庫大仏・能福寺 (兵庫)   | 両国橋西公園野外ステージ (徳島)           |
| 明石海峡大橋 (兵庫)     | 堀口クリニック (北海道)               |
| ファンタジー号 (兵庫)    | びっくりんキーひばりヶ丘店 株式会社アレア (北海道) |
| NEXT21 (新潟)     | 札幌時計台 (北海道)                 |

ボクは言いました。  
「地球に生まれたら、  
ボクはたくさんの方の心を癒したいと思います」

「みんなと違うふうに生まれて、  
人と違っていいんだよって伝えたいです。  
そうしたらみんなが幸せになれるからです」

神さまは言いました。  
「そうか、では君にはとびきり、きれいな優しい心をあげよう」  
～天使のソウル(魂)より～

毎年4月2日は国連が定めた  
**世界自閉症啓発デー**  
ワールド・オーティズム・アウェアネス・デー

毎年4月2日は、日本および世界中の人々が各国の日没と共に  
優しく美しいブルーの光で自閉症応援のメッセージを発信します。

**IN JAPAN 2013**



Facebook でつなぐリレー LIUB in Japan 2013  
あなたのお国は誰かを応援しよう。  
ブルーの光でアツプ・ブルールーの光のリレーの空。  
ブルーの光が世界を照らす。みんなの心を癒す。  
Facebook 等に掲載して Light It Up Blue Japan

### 主催 ライトアップ・ブルールー in Japan 2013 実行委員会

後援 内閣府 (申請中)・厚生労働省・文部科学省・外務省・国土交通省・社団法人日本自閉症協会・一般社団法人日本発達障害ネットワーク・兵庫県・大阪府・神戸市・大阪市・芦屋市・特定非営利活動法人アスベ・エルデの会

共催 NPO法人シンフォニーネット・NPO法人山口県自閉症協会・山口県立大学社会福祉学部学生ふちボランティアセンター・山口県・富山県自閉症協会・とやま発達障がい親の会・富山県発達障害者支援センター・富山県・神奈川県自閉症協会・静岡県自閉症協会・静岡県発達障害者支援センター・静岡県・よつばくらぶ(埼玉)・東京都自閉症協会・北海道自閉症協会・北海道自閉症協会 札幌分室 札幌がプラ会・としまブルーライト 2013 プロジェクト チームA・世界自閉症啓発デーは実行委員会・千葉県自閉症協会・千葉県発達障害者支援センター・千葉県発達障害者支援センター・新潟県発達障がい者支援センター「RISE」・新潟県発達障がい者支援センター「JOIN」・新潟県・新潟県 (順不同)

企画協力 空中庭園展望台(ブルーアート展)・通天閣・クロスランドタワー・名古屋テレビ塔・東山スカイタワー・夢みなとタワー・京都タワー・東郷塔タワー・福岡タワー・さっぽろテレビ塔・五稜郭タワー・千葉ポートタワー・鏡子ポートタワー・ゴールドタワー・プロバスケットチーム兵庫ストークス・ウィッセル神戸

運営協力 green bird 神戸チーム・電鉄商事株式会社・よみがえる兵庫津連絡協議会・神戸AMP・神鋼不動産株式会社・株式会社アマカ・株式会社ケーイング・神戸アイランドロビーアソシエイツ(KOPHIA)・神戸シーバス・神戸電子専門学校(情報ビジネス学科)・青島ミュージアムマネージメント・尚美親子・NGOダイバーシティとやま・ハンガリー文化センター・ドイツ文化センター大阪・株式会社アートジャパン・株式会社アートラボ・LIUB in Japan 2013 ブルーアート展実行委員会 (順不同)

| 開催日             | 開催地             |
|-----------------|-----------------|
| 名古屋 1月4日～1月10日  | 名古屋国際センター       |
| 神戸 2月14日～2月25日  | 能福寺・講堂          |
| 大阪 3月26日～4月7日   | 梅田スカイビル・空中庭園展望台 |
| 東京 9月開催予定(日程未定) | 詳細は毎日ホームページにて   |

ライトアップ・ブルールー in Japan 2013 についてのお問い合わせはこちらまでお願いします。 : NPO法人アットオーティズム内 LIUB in Japan 2013 実行委員会事務局 メール: world.happy.mamas@gmail.com ホームページ: http://happy-autism.com/

# “9つの重要なコミュニケーションスキルを教える”

## 神戸・京都会場のご案内



自閉症スペクトラム障がいの人たちは、人に自分の気持ちを伝えることに困難がありますが、その中でも9つの内容に絞ってお伝えするのがこの研修会です。

- ① 自分から欲しいものを要求する、②手伝ってほしいことを伝える、③休憩を求める、④はい・⑤いいえを伝えるといった表出のコミュニケーションが5つ、  
⑥ “待つ” や ⑦簡単な指示に従うこと、⑧活動の切り替え、⑨スケジュールに従うことなど理解のコミュニケーションが4つです。

この9つのコミュニケーションスキルを身につけることでお互いに生活がしやすくなりますし、コミュニケーション不全による問題行動の予防にも繋がります。

自閉症などの発達障がいのあるお子さんをお持ちの保護者の方、特別支援学校や知的障がい児通園施設、障がい者施設で生徒、利用者の指導や支援に携わっている方、心理士、言語聴覚士、医師などの専門職の方に最適な研修会となっています。

### ～神戸会場～

日程：2013年4月29日(月・祝)

場所：神戸商工貿易センタービル

所在地：兵庫県神戸市中央区浜辺通5丁目1-14

連絡先：078-251-3141

### ～京都会場～

日程：2013年5月3日(金・祝)

場所：京都テルサ

所在地：京都市南区東九条下殿田町70番地

(新町通九条下ル京都府民総合交流プラザ内)

連絡先：075-692-3400

#### 両会場共通事項

受付9:00 受講時間9:30~17:00 予定



観光シーズンであるため、宿泊施設の混雑が予測されます。お泊りでご参加の方は、お早めに宿泊の予約をお済ませください。

#### <講師紹介>



#### 今本 繁 (いまもと しげる) PECSスーパーバイザー 臨床心理士

東京工科大学卒業後、筑波大学大学院に入学し行動療法の大家である小林重雄教授に師事。その後、九州の知的障害者通所施設(社)大野城すばる園、国立肥前療養所にて心理療法士として勤務。ウェスタンミシガン大学 ABA 夏期研修、ノースカロライナ大学 TEACCH 部で1年間のインターン研修を経験し、帰国後、西南女学院大学に専任講師として勤務。ボンディ博士から日本でのPECSの普及活動の要請を受けて、大学を退職し2006年5月にピラミッド教育コンサルタントオブジャパン(株)を設立。

#### <お申し込み・お問い合わせ先>

ピラミッド教育コンサルタントオブジャパン(株) 代表取締役：今本 繁

住所：〒803-0835 福岡県北九州市小倉北区井堀3-6-32

電話：093-581-8985 Fax：093-980-1923 Eメール：[pyramidjp@pecs.com](mailto:pyramidjp@pecs.com) (担当：後藤)

ホームページ：[www.pecs-japan.com](http://www.pecs-japan.com)

発行人：関西障害者定期刊行物協会

住所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人：河村 舟二

定価：100円